

令和7年度一人ひとりの防災対策啓発業務 委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対して一人ひとりの防災対策啓発業務を委託するにあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和7年度一人ひとりの防災対策啓発業務

2 目的

令和6年能登半島地震や令和元年東日本台風などの教訓を踏まえ、いつ・どこで発生するかわからない大規模災害に対し、「自らの命は自らが守る」意識を醸成し、県民一人ひとりが災害を自分事として捉え、平時から備えるよう自助の取組を呼びかける広報を実施する。

3 業務内容

以下のような自主的な防災対策について、県民にわかりやすく伝わるよう、(1)から(4)の媒体を活用した効果的な啓発の提案及び実施を求める。

なお、(5)は必須ではなく、提案者の判断によることができる。

【防災対策の例】

- ・最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄や、非常持出品の準備
- ・普段から少し多めに食材等を購入し、使った分だけ新しく買い足すローリングストック
- ・身のまわりにあるモノやサービスを、日常時のみならず非常時にも役立つように取り入れるフェーズフリー
- ・家具の固定による転倒防止などの安全対策
- ・住宅の耐震化
- ・ハザードマップや長野県地震被害想定によるリスクの確認
- ・マイ・タイムライン（住民一人ひとりの防災行動計画）の作成
- ・信州防災アプリの活用
- ・災害用伝言ダイヤルの活用等、家族間での安否情報の確認 など

(1) テレビ番組への取上げの企画

ア 番組

長野県内で、地上波で視聴できる既存番組を対象とする。番組内での紹介枠を2回以上確保すること。

イ 放送時期

以下の時期を希望する。

- ① 令和7年7月～8月（夏休みシーズン）
- ② 令和7年12月～令和8年1月（年末年始）

いずれも詳細な時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(2) テレビCMの企画・制作・出稿

ア 本数

幅広い世代向けとして、視聴率が高い番組の放送時間帯等に、15秒程度のテレビCMを計20本以上放送すること。

イ 放送時期

夏休み、年末年始等の家族で集まる機会が増える時期を希望するが、詳細な時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(3) Web広告の企画・制作・出稿・運用管理

ア 広告媒体

Google 広告、SNS 広告（LINE、YouTube、Instagram など）、TVer 広告等の媒体から効果的なものを、委託者と受託者が協議の上、決定する。その他の媒体の提案も可とする。

イ 掲載期間

令和7年6月から令和8年3月まで

このうち、①6月～7月上旬（梅雨）、②9月～10月中旬（防災の日、台風）、③1月（能登半島地震）の3期を重点期間とし、集中的に掲載する。

掲載期間については、上記を基本とし、開始・終了時期等の詳細は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

ウ 広告の種類

静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。

エ 留意事項

- ・スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれにおいても機能する仕様とすること。
- ・ランディングページは、県ホームページとするが、受託者からの提案も可とする。
ランディングページを新規に制作する場合は、受託者側でサーバを用意すること。
- ・広告の効果（クリック数等）を分析し、必要に応じて変更を加える等、より訴求性の高い広告となるよう運用すること。

(4) インフルエンサーとのタイアップ

ア 実施回数

県内在住のインフルエンサーを複数名活用し、手軽にできる防災対策等の情報発信を計5回以上実施すること。

イ 留意事項

- ・若年層（10代～30代前半）など、防災への関心が低いと思われる県民をターゲットとし、平時からの備え、自助の取組を促す内容とすること。
- ・撮影や動画掲載に係る施設管理者等との交渉・手配や打合せ等一切の業務は受託者の責任において行うこと。
- ・撮影に係る費用は受託者の負担とすること。
- ・制作した動画等の著作権は制作者に帰属するが、防災対策の啓発の目的の範囲内で、本業務以外でも活用する場合があることについて、あらかじめ同意を得ること。
なお、インフルエンサーがSNS等に投稿した内容についても同様とする。

(5) その他の提案（自由提案）

本業務委託の目的の達成に資すると思われる、(1)～(4)以外の独自の提案も可とする。

ただし、当該提案の実施の可否、実施時期等については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

4 契約期間

契約日から令和8年3月19日まで

5 成果品

- (1) 委託業務完了報告書（本業務で実施された内容等）
- (2) 本業務で制作した広報素材データ
- (3) 納品期限 委託業務完了後 10 日以内

6 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 3 階

長野県危機管理部危機管理防災課防災係

7 留意事項

- (1) 広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから出稿又は投稿を行うこと。
- (2) 本業務で制作した広報素材データは、防災対策の啓発の目的の範囲内で、本業務以外でも活用することがある。
- (3) 制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (4) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないよう配慮すること。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - エ 政治性または宗教性のあるもの。
 - オ 特定の主義主張を目的とするもの。
 - カ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。
- (5) 不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は、速やかに出稿を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。
- (6) 信州防災アプリの背景地図は Google Map を使用しているため、作成する広報物に同マップのキャプチャを利用できないことに留意すること。
- (7) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。